2　この条のいかなる規定も、次の要求又は権利に影響を及ぼすものではない。

(a)　競争法令の違反を是正するための司法裁判所、行政裁判所又は競争当局による要求

(b)　知的財産権の保護及び行使に関する司法裁判所、行政裁判所又は行政当局による要求（ソース・コードが当該知的財産権によって保護される範囲に限る。）

(c)　政府調達協定第三条の規定に基づいて措置をとる締約国の権利

3　この条のいかなる規定も、締約国が第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づいて1の規定に適合しない措置（注）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注　当該措置には、安全を確保するための措置（例えば、認証手続に関連するもの）を含む。

第八・七十四条　国内規制

各締約国は、一般に適用される自国の全ての措置であって、電子商取引に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。

第八・七十五条　事前の許可を不要とする原則

1　両締約国は、電子的手段によるサービスの提供に対し、事前の許可又はこれと同等の効果を有するその他の要件を課さないよう努める。

2　1の規定は、電子的手段により提供するサービスを個別に及び限定的に対象とするものではない許可の枠組み並びに電気通信の分野における規則の適用を妨げるものではない。

第八・七十六条　電子的手段による契約の締結

締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、電子的な取引を規制する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a)　契約が電子的手段により締結されることのみを理由として、当該契約の法的効力、有効性又は実施可能性を否定する措置

(b)　電子的手段により締結される契約の利用に障害をもたらすその他の措置

第八・七十七条　電子認証及び電子署名

1　締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的な形式によるものであることのみを理由として、当該署名の法的な有効性を否定してはならない。

2　締約国は、電子認証及び電子署名を規制する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a)　電子的な取引の当事者がその取引のための適当な電子認証の方式を相互に決定することを禁止することとなる措置

(b)　電子的な取引の当事者がその電子的な取引について電子認証及び電子署名に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明する機会を与えられることを妨げることとなる措置

3　2の規定にかかわらず、各締約国は、特定の種類の取引について、認証の方式が特定の実施基準を満たすこと又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる。

第八・七十八条　消費者の保護

1　両締約国は、電子商取引に適用される透明性のある、かつ、効果的な措置であって消費者の保護に関するもの及び電子商取引における消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2　両締約国は、消費者の保護を促進するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間で協力を行うことの重要性を認識する。

3　両締約国は、それぞれの法令に従い、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための措置を採用し、又は維持することの重要性を認識する。

第八・七十九条　要求されていない商業上の電子メッセージ

1　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次の措置を採用し、又は維持する。

(a)　要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該電子メッセージの現に行われている受信を防止することを円滑にできるようにすることを要求する措置

(b)　自国の法令によって特定された方法により、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の事前の同意を要求する措置

2　各締約国は、商業上の電子メッセージが商業上の電子メッセージとして明確に特定することのできるものであること、誰のために商業上の電子メッセージを作成したかについて明確に開示すること及び受信者がいつでも無償で中止を要請することができるよう必要な情報が含まれていることを確保する。

3　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であって、1及び2の規定に従って採用し、又は維持する措置を遵守しないものに対し、その遵守を求める手段について定める。

第八・八十条　電子商取引に関する協力

1　両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、協力し、及び多数国間の場に積極的に参加する。

2　両締約国は、情報及び経験（適当な場合には、電子商取引に関する法令及びその実施並びに最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に、次の(a)から(h)までに掲げる事項に関連するものを共有するため、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意する。

(a)　消費者保護

(b)　サイバーセキュリティ

(c)　要求されていない商業上の電子メッセージの防止

(d)　公衆に発行される電子署名の証明書の承認

(e)　中小企業が電子商取引を利用する上での課題

(f)　国境を越える認証サービスの円滑化

(g)　知的財産

(h)　電子政府

第八・八十一条　データの自由な流通

両締約国は、この協定の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する。

第九章　資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置

第九・一条　経常勘定

各締約国は、この協定の他の規定の適用を妨げることなく、自由交換可能通貨（注）により、かつ、適用される場合には国際通貨基金協定に従い、国際収支の経常勘定に関する取引であって、この協定の適用を受けるものについて、支払及び資金の移転を認める。

注　この章の規定の適用上、「自由交換可能通貨」とは、国際的な外国為替市場において広範に取引され、かつ、国際取引において広範に使用されている通貨と自由に交換することができる通貨をいう。国際的な外国為替市場において広範に取引され、かつ、国際取引において広範に使用されている通貨には、国際通貨基金協定に基づいてＩＭＦが指定する自由利用可能通貨を含む。